

こども誰でも通園制度の 本格実施に向けた検討会（第2回）	参考資料 6-2
令和7年10月10日（金）	

こどもまんが
こども家庭庁

第11回子ども・子育て支援等 分科会における主なご意見

第11回子ども・子育て支援等分科会における主なご意見

- こども誰でも通園制度の本格実施に向けた検討状況について、現在、本制度は試行的事業として全国で展開されており、公立・私立の各施設において、様々な課題やデータが報告されている状況。また、事業実施に関する留意事項においては、通園初期の対応として、親子通園が長期間継続することのないようにすること、さらに親子通園を利用の条件とすることは適当ではないと示されている。しかしながら、現在の多様な子育て環境や親子の共育ちという観点からすれば、親子通園を制度上の要件から除外すべきではないと考える。特に0歳児や生後6か月の赤ちゃんなど、低年齢児においてはその必要性が高いと認識している。
- 国としては、地域子育て支援拠点を含め、多様な事業者による担い手を想定している。各自治体においても、利用者の選択肢を広げる観点から、事業者の種別を限定せず、実績のある事業者が参入できるよう配慮をお願いしたい。
- 親子通園については、職員配置基準を設定する本事業において、施設や職員に慣れるまでの期間に限定するなど、一定の線引きが必要。
- こども誰でも通園制度において、訪問型は通園ではないので対象外ということになっているが、0歳児の負担を考えたときに、必ずしも施設に行くことがいいのかなというのは少し疑問に。慣れ親しんだ自宅で保育者が伺ってお世話をさせていただくことで、保護者のレスパイトであれば解決ができるのではないかと思いますので、誰でも通園となっていますので施設前提だとは思いますが、お子様の負担を考えたときに、もしかすると、0歳児は訪問型のほうが合っているのではないかと思います部分もあるので、今後の検討に加えていただければと思う。
- 現在の月10時間という設定では、週1回の通園すら困難であり、定期的な通園の保障という観点からも、また保育者との安定した関係性やアタッチメントの形成という観点からも、時間が不足しているのではないかと危惧している。親子通園は一つの方策であると考えるが、令和8年度以降の利用可能時間が未定であることから、改めて検討いただきたい。また、既に実施している自治体の事例や調査結果を、保育の質の観点から分析し、制度設計に反映していただきたい。
- 特に第1子の乳児期においては、初めての子育てに対する不安が大きいにもかかわらず、他者に頼ることに慣れていない保護者が多い。こどもが寂しい思いをするのではないかと、あるいは、こんなに小さいうちから他人に預けてよいのかといった不安や罪悪感を抱える保護者も依然として少なくない。自治体や事業者への説明はもちろんのこと、保護者に対しても制度の意義や目的を丁寧に情報発信することにより、就労の有無にかかわらず安心して預けられる場所であること、そして「預けてもよいのだ」という社会的な雰囲気醸成、さらには相談できる場の整備が、今後ますます重要になる。
- 検討会でも議論がされてきたかと思うが、月10時間で子供こどもの育ちを支援することが可能なのか、また、資料4の改正案に記載のように、産前産後の休業、育児休業明けの保護者の利用も踏まえると、補助の拡充が認められると、さらに実用的で有用な制度になるのではないかと考えている。

第11回子ども・子育て支援等分科会における主なご意見

- 来年度からの本格実施に向けて、自治体等への説明会が精力的に実施されているとのこと。事業者側においては、定款変更などの手続きに時間を要する場合もあるため、事業者への説明についても丁寧な対応をお願いしたい。

第11回子ども・子育て支援等分科会における主なご意見

- 3名のこどもであっても年齢差がある場合には、保育士1人での対応が困難な場面がある。安全を確保するためには、複数体制が必要である。また、家庭的保育事業のように少人数保育を行う場合、定員割れにより1名のみを受け入れることもあり、現在の補助金では対応が困難である。さらに、環境整備の面でも、0歳児の利用を受け入れる場合には、ほふく室の設置など、利用児童に応じた環境をその都度整備する必要がある。人件費や施設整備費等に対する補助について、検討をお願いしたい。
- 費用面については、現行の給付金では運営が困難であるとの声が多く寄せられている。安定的な事業運営を可能とするため、給付金の見直しや基礎的補助の創設について検討いただきたい。
- 特に一般型の運営においては現在の単価では到底運営は不十分。例えば基本分単価を設定するなど、大幅な増額が必要。また、常時通園するわけではないため、事前の面談なども相当の時間を要する。現在の単価には、この面談等の時間が含まれていないので、面談等に要する時間も含めた単価設定にしていきたい。
- 都市部・地方部など、地域の状況に応じて、受け皿となる施設や保育士の人材確保の状況、施設の使用状況が異なる。現行の体制では受入れが困難な場面も想定されるため、その点を念頭に置いていただきたい。
- 補助単価については、令和6年度から試行的に見直されているものの、常時稼働する通常保育とは異なる仕組みであることから、利用実績に基づく単価では実態に合わないとの声もある。したがって、単価設定についても配慮をお願いしたい。
- 各市において着実に制度が実施できるよう、施設整備や人材確保に関する支援、補助単価の見直し、そして受け入れ時間の設定等について、検討をお願いしたい。
- 令和8年度からの給付化に向け、制度の趣旨に沿った運用ができるよう、公定価格の設定や利用時間について十分なものとしていただくとともに、自治体等の準備に要する期間を考慮し、内容を早期かつ具体的に御提示いただきたい。

第11回子ども・子育て支援等分科会における主なご意見

- 今後の準備に当たっては、調査研究で示されたそれぞれの懸念がきちんと解消されていることをしっかり確認していただきながら進めていただければと思う。急ぐあまり、課題を残したままで本格実施が進行していくことのないよう、丁寧に取り組んでいただきたい。
- 広域利用について、まずは市町村が、地域の住民の受け入れ枠を十分に確保することが最優先事項であると考えており、検討に当たっては各自治体の実情や意見を丁寧に聞いていただきたい。里帰りなどの全国的な利用については、自治体単位の取り決めではなく、全国統一のルール化をお願いしたい。